

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成22年6月4日
【会社名】	スカイネットアジア航空株式会社
【英訳名】	Skynet Asia Airways Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 正孝
【本店の所在の場所】	宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田148番地
【電話番号】	0985-55-2200
【事務連絡者氏名】	取締役企画部長 佐竹 俊哉
【最寄りの連絡場所】	宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田148番地
【電話番号】	0985-55-2200
【事務連絡者氏名】	取締役企画部長 佐竹 俊哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 702,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	27,000株	完全議決権株式であり、当社における標準となる株式です。当該株式を含む当社の全ての株式の譲渡については、株主又は取得者は、当社取締役会の承認を受けなければなりません。当社は単元株式制度を採用しておりません。

(注) 1. 当社は、平成22年6月28日開催予定の当社定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、本募集に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、同日開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき本新規発行株式の発行を決議する予定です。なお、当社は、平成22年6月2日付の取締役会書面決議により、募集事項の決定を取締役会へ委任する旨の議案を上記定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に上程すること、及び本募集に係る募集事項の一部を決定しております。

2. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式についての定めを定款に定めております。A種優先株式については、普通株式と同様単元株式制度を採用しておらず、A種優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。これはA種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものです。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	27,000株	702,000,000	351,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	27,000株	702,000,000	351,000,000

(注) 1. 発行価額の総額を第三者割当の方法により割り当てます。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額は351,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
26,000	13,000	1株	平成22年7月23日	-	平成22年7月23日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であります。

3. 本有価証券届出書の効力が発生した後、払込期日までに各割当予定先との間で本募集株式の総数引受契約を締結する予定であり、払込期日までにかかる総数引受契約の締結が行われない場合には、本募集株式に係る割当は行われなことになります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本募集株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
スカイネットアジア航空株式会社 企画部	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番11号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社大分銀行 本店	大分県大分市府内町3丁目4番1号
株式会社三井住友銀行 鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市大黒町4番4号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
702,000,000	40,000,000	662,000,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、登記費用その他諸費用を予定しております。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額662,000,000円の使途は以下のとおりです。

資金使途	金額	支出予定時期
新型機材導入関連	390百万円	平成22年8月～平成24年3月
新基地関連	150百万円	平成22年8月～平成24年3月
設備・システム関連等	122百万円	平成22年8月～平成24年3月

当社は、当社就航当初より事業の基盤としている羽田 - 九州4路線(宮崎、熊本、長崎及び鹿児島)及び同4空港 - 那覇路線を安定的に継続・維持する一方、平成22年以降の羽田空港再拡張による発着枠の拡大に合わせて、今後も新規路線を展開し、路線ネットワークを強化する方針です。

当社は、国土交通省より、平成22年10月末からの羽田空港の国内線新規発着枠4往復便/日の配分を受けており、ネットワーク拡充による利便性の向上を図るとともに、現在運航しているB737-400型機の後継新型機材であるB737-800型機への入替え及び追加導入を平成22年夏以降予定しています。これにより、機体座席数増加や顧客満足度の向上による収入増加、燃料費削減効果や新型機材による運航品質向上を主要因とする事業費の低減等が達成できると見込んでいます。

本募集による調達金額については、上述の平成22年夏以降導入予定の新型機材への入替え及び追加導入に係る関連費用、並びに新たな路線・基地の開設に係る関連費用並びにそれらに伴う設備・システムの新設に要する関連費用としての支出を予定しております。なお、今後関連当局等との調整次第では、当該諸費用の支出時期は変更になる場合があります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先については、本有価証券届出書提出日（平成22年6月4日）現在において、未定であります。なお、当社は、平成22年6月28日開催予定の当社定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、本募集に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、同日開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき本新規発行株式の発行を決議する予定であり、同日付で割当予定先を決定し、本有価証券届出書の訂正届出書を提出する予定です。

2【株券等の譲渡制限】

当社の発行する普通株式の譲渡については、株主又は取得者は、当社取締役会の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】

当社は非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないため、本募集株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すべく、独立した第三者機関である株式会社ドーガン・アドバイザーズ及び株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティングに対してそれぞれ当社の普通株式の価値の算定を依頼し、両社よりそれぞれ当社の普通株式の評価報告書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

株式会社ドーガン・アドバイザーズ及び株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティングは、それぞれ一定の前提の下、一般的な株式価値算定モデルであるDCF法を用いて当社の普通株式の1株当たり株式価値を算定しております。

当社は、両社より取得した本株式価値算定書における算定結果を考慮しつつ、割当予定先候補と協議の上、本募集株式の払込金額を決定しております。

なお、当社は、本募集株式の払込金額と、両社より取得した本株式価値算定書における算定結果とを比較し、本募集株式の払込金額はいずれの本株式価値算定書における算定結果とも概ね見合っていることから、本募集株式の払込金額は特に有利な金額に該当しないと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本有価証券届出書提出日（平成22年6月4日）現在、割当予定先が未定のため記載しておりません。なお、当社は、平成22年6月28日開催予定の当社定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、本募集に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、同日開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき本新規発行株式の発行を決議する予定であり、同日付で割当予定先を決定し、本有価証券届出書の訂正届出書を提出する予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第12期有価証券報告書及び同有価証券報告書の訂正報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年6月4日）までの間において、以下の変更及び追加すべき事項が生じております。下記の事業等のリスクは当該有価証券報告書及び同有価証券報告書の訂正報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加部分は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書及び同有価証券報告書の訂正報告書に記載されている将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成22年6月4日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、将来に関する事項の記載に関しては、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年6月4日）現在において判断したものであります。

（継続企業の前提に関する重要事象等について）

当社は当事業年度（平成22年3月期）において当期純利益251百万円を計上いたしましたが、依然として1,446百万円の欠損金を抱え、十分な水準の純資産を確保できておりません。そのため、今後の事業規模拡大に必要な設備投資資金の調達ができない場合、当社の財務状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があり、継続企業の前提に関する重要事象が存在していると考えております。

（法的規制について）

当社は定期航空運送事業を主な事業としており、航空協定等の国際協定や航空法及び関係諸法令による規制及び国土交通省航空局による監査を受けております。当社の事業遂行の前提である許認可事項等に重大な変更があった場合、当社の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（外的要因の変化について）

国際的テロ事件、紛争または戦争、伝染病など当社が想定し得ない情勢変化が生じ、国内航空需要にも深刻な減退を及ぼす事態となった場合、当社の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（外国為替及び燃料費等の変動について）

当社は航空機リース契約を始め、各種整備契約や運航乗員の派遣報酬などドル建ての支払い契約を有しており、外国為替相場変動の影響を受けます。また、原油価格相場の高騰や急激な変動により、燃油水準の見極めが非常に困難になっております。今後、燃油価格のヘッジ取引にも取り組んでまいりますが、依然として相場動向次第では、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（航空機材の安全性確保について）

当社は安全運航をもっとも重要な課題と認識しており、安全性確保のため、定期及び不定期に運休が発生することがあります。また、機材に予期し得ない不具合が生じた場合には、その不具合の程度により運休が長期間に及ぶ可能性があります。さらに、国土交通省航空局より航空機の点検及び改修の緊急指示が出されることもあり（耐空性改善通報）、それにかかる費用は当社の負担となるため、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（保証人について）

当社は(株)宮崎銀行、(株)宮崎太陽銀行、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、高鍋信用金庫からの長期借入金に対して米良電機産業(株)から債務保証を受けております。

米良電機産業(株)の株主構成及び経営成績に重大な変化が生じた場合、長期借入金契約が即時解消される可能性があり、当社の財務状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（専門的人材確保について）

航空機の運航においては、運航乗員や整備確認主任者など高度に専門性を有した資格保持者の確保が重要であります。有資格者の調達先は同業他社に限られているため、人材確保の難航、採用コスト及び人件費の膨張化などの可能性があります。当社では、長期的な経営視点に立ち、人材の自社養成を行い、人員確保を積極的に図っていく所存であります。

（増資計画の実施について）

当社は、平成22年6月2日付の取締役会書面決議により、募集事項の決定を取締役会へ委任する旨の議案を定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に上程すること、及び本募集に係る募集事項の一部を決定しており、平成22年6月28日開催予定の当社定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、本募集に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、同日開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき本新規発行株式の発行を決議する予定です。本募集の実施により、当社の純資産を増加させるとともに、必要な設備投資資金の一部を確保することで、今後の事業規模拡大を押し進めることができ、これにより、当社の中長期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益の拡大に寄与するものと考えておりますが、かかる資金調達が成功する保証はなく、当社が期待する資金調達を行うことができない場合、又は本募集による資金調達の規模が結果として十分ではなかった場合、今後の事業計画に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は今後も引き続き追加的な資金調達について検討してまいります。その状況に応じて当社が必要とする資本政策を適時に実行できない場合には、今後の事業計画に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（株式価値の希薄化について）

本募集による新規発行株式数は、本有価証券届出書提出日現在における当社普通株式の発行済株式数119,374株（総株主等の議決権数119,354個）の22.6%（総株主等の議決権数に対する割合22.6%）に相当するものであり、本募集が実行される場合当社普通株式1株当たりの株式価値に希薄化が生じ、既存株主にとって不利益となる場合があります。なお、当社は、更なる財務基盤の強化及び十分な設備投資資金の確保のため、今後も引き続き追加的な資金調達について検討してまいります。今後当社が追加的な資金調達を実施した場合には、当社普通株式1株当たりの株式価値がさらに希薄化する可能性があります。

2 最近の業績の概要

第13期会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

平成22年5月26日開催の取締役会において承認された第13期会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づいて作成しております。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりません。また、監査法人による監査報告書は受領しておりません。

なお、当社は、平成22年3月期より、連結財務諸表を作成しておりません。

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
（資産の部）		
流動資産	2,253	3,748
固定資産		
有形固定資産	789	788
無形固定資産	154	217
投資その他の資産	1,787	2,142
固定資産合計	2,731	3,148
繰延資産	4	
資産合計	4,989	6,897
（負債の部）		
流動負債	3,126	3,422
固定負債	1,627	2,954
負債合計	4,753	6,376
（純資産の部）		
株主資本	236	487
評価・換算差額等		32
純資産合計	236	520
負債及び純資産合計	4,989	6,897

損益計算書

（単位：百万円）

科目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収入	22,657	24,273
事業費	20,620	21,974
販売費及び一般管理費	1,892	1,910
営業利益	144	388
営業外収益	67	17
営業外費用	78	135
経常利益	133	270
特別利益	24	
特別損失	49	6
税引前当期純利益	108	264
法人税、住民税 及び事業税	11	12
当期純利益	96	251

第四部【組込情報】

下記に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	平成21年 6月26日 九州財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	平成21年 9月17日 九州財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第13期中)	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	平成21年12月21日 九州財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

スカイネットアジア航空株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 淵 輝 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスカイネットアジア航空株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイネットアジア航空株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、多額の欠損金1,793百万円を有している上、平成20年9月に期限を迎える1,000百万円の当座貸越契約の更新について正式な同意を得られていない状況にある。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月15日

スカイネットアジア航空株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 淵 輝 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスカイネットアジア航空株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、スカイネットアジア航空株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間に574百万円の中間純損失を計上した結果、当中間連結会計期間末において433百万円の債務超過の状態にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

スカイネットアジア航空株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 淵 輝 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスカイネットアジア航空株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイネットアジア航空株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

スカイネットアジア航空株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 淵 輝 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスカイネットアジア航空株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイネットアジア航空株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、多額の欠損金1,794百万円を有している上、平成20年9月に期限を迎える1,000百万円の当座貸越契約の更新について正式な同意を得られていない状況にある。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月15日

スカイネットアジア航空株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 淵 輝 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスカイネットアジア航空株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイネットアジア航空株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当中間会計期間に574百万円の間接純損失を計上した結果、当中間会計期間末において434百万円の債務超過の状態にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

スカイネットアジア航空株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 淵 輝 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスカイネットアジア航空株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイネットアジア航空株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月10日

スカイネットアジア航空株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 淵 輝 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスカイネットアジア航空株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイネットアジア航空株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。